

随意契約理由書

業務名称：採捕禁止区域標示灯標維持補修工事

航路標識法第3条に基づき、関西国際空港島周辺海域に設定された水産動植物採捕禁止区域を明示するための灯標を9基設置しており、航路標識法第8条及び航路標識法施行規則第7条において、設置者は、船舶交通の危害予防のため完全な状態を維持するとともに、天災その他の事故により、航路標識の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努める等、措置しなければならないと定められている。

船舶が周辺地域を安全に航行するためには、設置者として、判別の目印となるトップマークや灯火の光り方を、常に正確に維持する必要があることから、毎月灯標の点検を実施している。令和6年7月度の点検において、B灯標の昇降ハシゴに大きな破損を確認した。破損状況から、点検時に当該ハシゴを使用すると転落し事故に繋がる恐れがあるため、現在、当該ハシゴを使用することは困難である。そのため、令和6年8月度以降、B灯標の毎月点検を実施することができておらず、不具合が生じているか確認がとれていない状況である。

現状を放置することとなった場合、毎月の点検で実施している灯標の電力源である太陽光パネルの清掃を実施できないため、充電不足による灯火切れが起こる可能性が高くなる事や、灯具自体の消耗等による支障が発生した際にも灯具の交換等が実施できないといった不具合が懸念される。

灯火切れが発生した場合、特に夜間において本灯標を判別しづらくなるため、船舶が灯標へ衝突するなど、航行船舶の重大事故に繋がりがかねない。さらに、明示が不十分として、水産動植物採捕禁止区域への侵入も懸念されるなど、府民の生命、財産に危険が生じる恐れがあるため、早急にハシゴを修復することで事故等を防止し、完全な状態を維持する必要がある。

このことから、本業務については、急迫を要する緊急の業務と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当する。